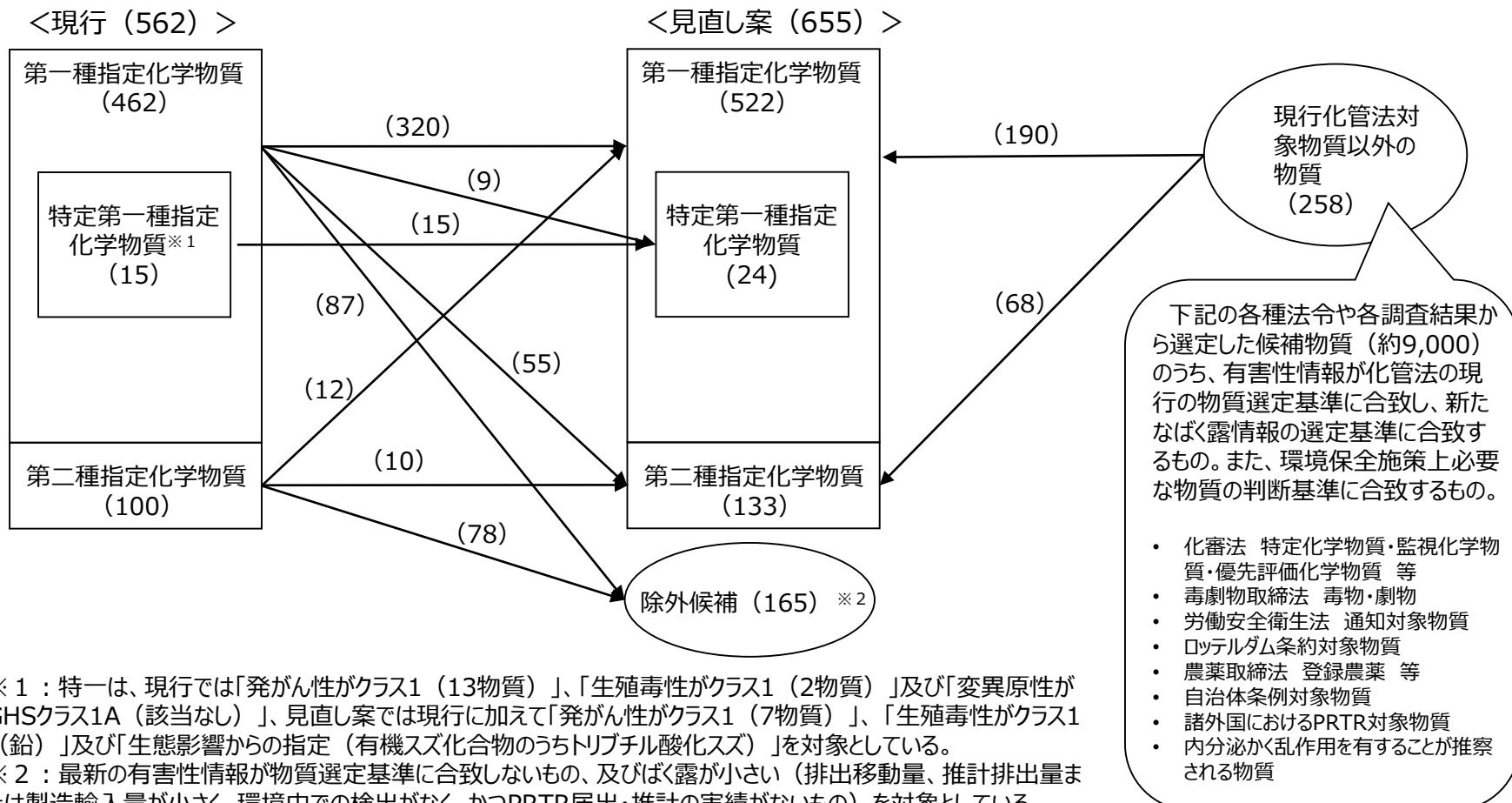


# 見直しによる化管法対象物質数の概況（書面審議後5月1日）

- 化管法対象物質の見直し作業の結果、有害性が化管法の現行選定基準に合致し、新たにばく露情報の選定基準に合致する物質は655物質、うち特定第一種指定化学物質に該当する物質は24物質

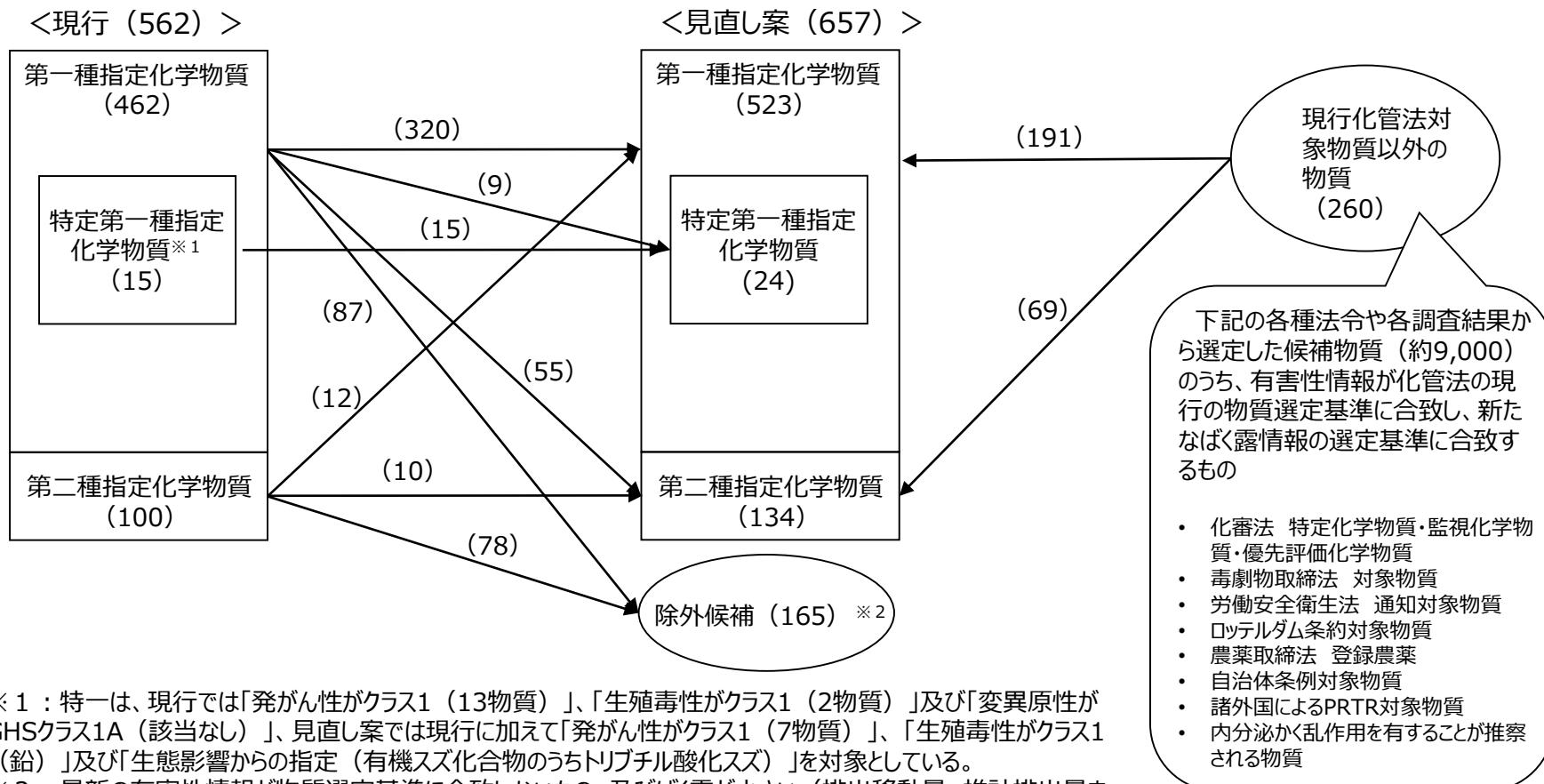
(数字は物質数を示している)



# (参考) 見直しによる化管法対象物質数の概況 (書面審議時4月10日)

- 化管法対象物質の見直し作業の結果、有害性が化管法の現行選定基準に合致し、新たにばく露情報の選定基準に合致する物質は657物質、うち特定第一種指定化学物質に該当する物質は24物質

(数字は物質数を示している)



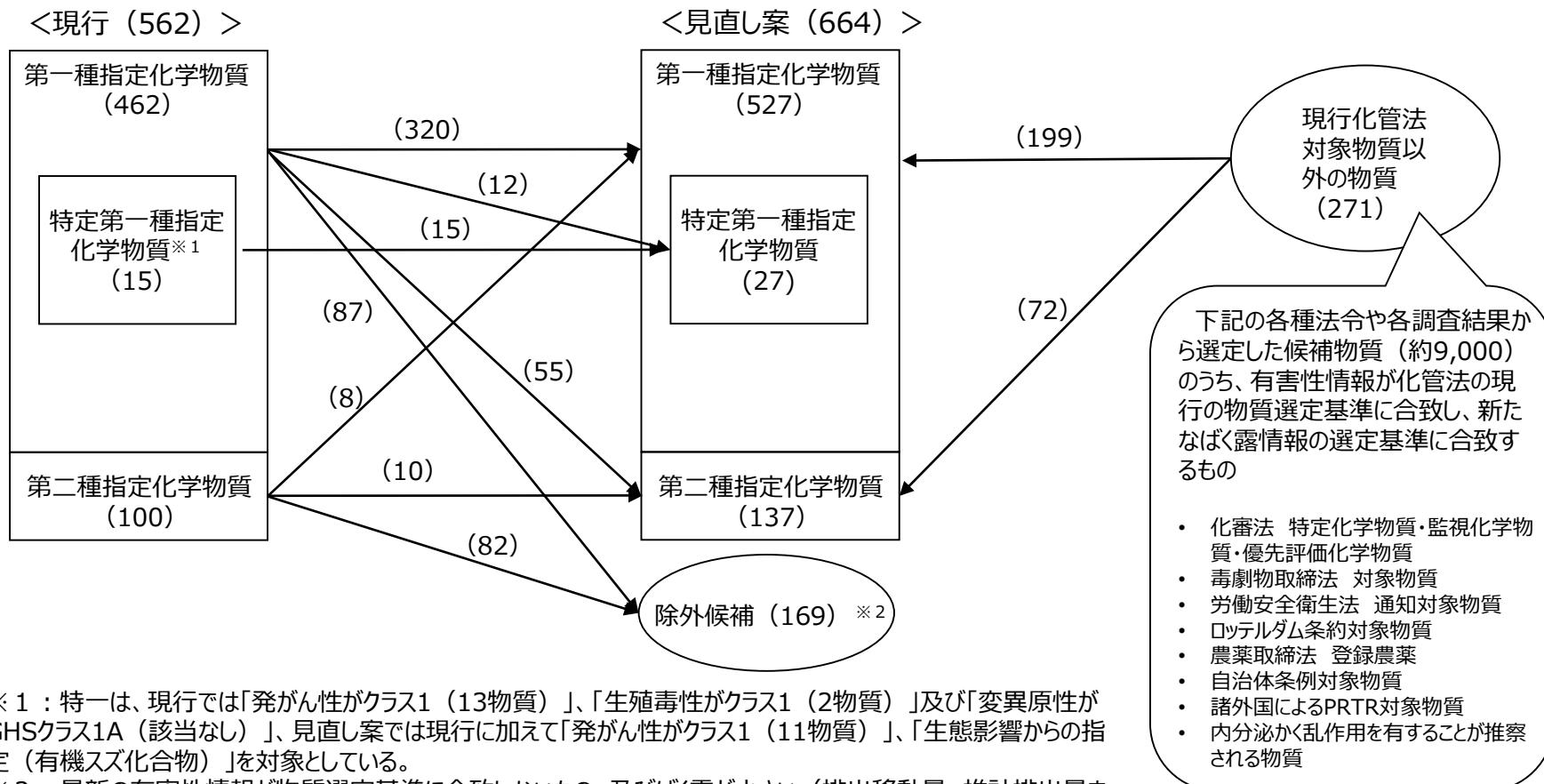
※ 1：特一は、現行では「発がん性がクラス1（13物質）」、「生殖毒性がクラス1（2物質）」及び「変異原性がGHSクラス1A（該当なし）」、見直し案では現行に加えて「発がん性がクラス1（7物質）」、「生殖毒性がクラス1（鉛）」及び「生態影響からの指定（有機スズ化合物のうちトリプチル酸化スズ）」を対象としている。

※ 2：最新の有害性情報が物質選定基準に合致しないものの、及びばく露が小さい（排出移動量、推計排出量または製造輸入量が小さく、環境中での検出がなく、かつPRTR届出・推計の実績がないもの）を対象としている。

# (参考) 見直しによる化管法対象物質数の概況 (パブコメ時 2月25日)

- 化管法対象物質の見直し作業の結果、有害性が化管法の現行選定基準に合致し、新たにばく露情報の選定基準に合致する物質は664物質、うち特定第一種指定化学物質に該当する物質は27物質

(数字は物質数を示している)



※ 1：特一は、現行では「発がん性がクラス1（13物質）」、「生殖毒性がクラス1（2物質）」及び「変異原性がGHSクラス1A（該当なし）」、見直し案では現行に加えて「発がん性がクラス1（11物質）」、「生態影響からの指定（有機スズ化合物）」を対象としている。

※ 2：最新の有害性情報が物質選定基準に合致しないもの、及びばく露が小さい（排出移動量、推計排出量または製造輸入量が小さく、環境中での検出がなく、かつPRTR届出・推計の実績がないもの）を対象としている。